

第85回（平成31年1月18日）

○的井総務課長 定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、大滝委員が御欠席です。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、嶋田委員長にお願いいたします。

○嶋田委員長 皆様、おはようございます。

ただいまから、第85回個人情報保護委員会を開催いたします。

議題1、個人情報保護法第24条に基づくEUの指定について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 説明申し上げます。

資料1-1をご覧ください。

こちらは、EUの指定に関する当委員会事務局作成の報告書であり、報告書本体、別添1～6と続いております。

個人情報保護法第24条に基づくEUの指定に関しましては、昨年7月17日の第70回個人情報保護委員会におきまして、個人情報保護委員会規則第11条第1項各号に規定する外国指定に係る判断基準に基づく確認の状況につきまして、事務局から報告いたしましたところです。

その後、手続を進める中で必要な追加的な確認を行い、今般の報告書として取りまとめましたので、追加的な確認事項を中心に説明いたします。

まず、報告書本体8ページの上段②「我が国との間において、個人情報の保護を図りつつ、相互に円滑な個人データの移転を図ることが可能であること」の部分でございますけれども、今般の日EU間の対話におきましては、いわゆる「ガバメント・アクセス」と呼ばれております、行政機関が民間業者の保有する個人データを収集・使用する場合に当該行政機関が当該個人データを適切に取り扱っているかどうかという点についても議論となり、日本側からも政府による書簡の形で日本の法制度を説明するとともに、EU側においても同様に適切に取り扱われることを確認しております。

この点は、この②の部分に記載しているほか、報告書の別添5にEUの法制度の詳細、別添6に欧州委員会から受領した説明の書簡の抄訳を添付しております。

報告書本体9ページ目の「3. 結論」は、委員会規則第11条第2項に基づき、EU指定に当たり付する条件として、2点記載してございます。

1点目として、今般の指定の対象は「EU域内に所在し、GDPRに基づく規律に服する者」としております。

2点目として、定期的に指定に関するレビューを行っていく旨を条件として付しております。

次に、資料1-2は、EUを指定するための告示案でございます。

EU加盟国を含む欧州経済領域協定に規定された国を指定する旨と、先ほど申し上げました、指定に当たり付する条件を規定しております。

さらに、資料1-3及び1-4は、個人情報保護に関する法律についてのガイドライン通則編及び外国にある第三者への提供編につきまして、EU指定に伴い、所要の改正を行うものであり、その新旧対照表を示しております。

今後のスケジュールにつきまして、欧州委員会は、1月23日に日本への十分性認定を決定する予定となっております、同日に十分性認定が発効することになっています。

当委員会におきましても、委員会で御審議いただいた後、同じく23日にEU指定告示及び関連ガイドラインの改正告示を公布し、同日に適用することとしたいと考えております。説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を願いいたします。

藤原委員、お願いします。

○藤原委員 まず、今日をこのような形で迎えることができましたことについて、堀部前委員長、交渉等を担当された熊澤委員をはじめとして、委員の方々、事務局に心から謝意を表したいと思っております。

2017年秋に欧州議会の議員団が来日された折には、私も協力させていただいて、EUの方々の考え方でありませうか、権利等について議論した覚えがあります。その際の経験でありますとか、その後の欧州における論調を見ておられますと、次の2つの点が私は重要ではないかと考えております。

第1は、この告示にもありますけれども、今回の相互の個人データ移転の枠組みが我が国の個人情報保護法第24条に基づくEUの指定と、GDPR第45条に基づく我が国への十分性の認定という相互のものとなったということです。

つまり、一方的なものではないということは、形式的にも実質的にも今後のために私は重要であり、意義深いものであると考えております。

第2は、今後は相互認証により、EUも域内の人も我が国の個人情報保護法制の実質的なステークホルダーの一員となったわけですので、相互の個人データ移転の枠組みの適切な運用を、個人の権利救済の体制構築まで含めて図っていかねばならないと思っております。

以上です。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたかございますか。熊澤委員、どうぞ。

○熊澤委員 説明ありがとうございます。大変お疲れさまでした。

先ほど、藤原委員から御発言があったとおりでございますが、EUとの協議を通じて、双方の個人情報保護制度や執行状況などについての理解を深めてきたということが、今回の結果に結びついたものであり、私も今般のEU指定に至った2年超にわたる取組に関わった者として、大変感慨深いです。

当委員会は、これまでもEUだけでなく、米国及びアジア太平洋地域との連携にも努めてきております。

こうした立場にいる当委員会が、データフローに関する国際的な議論をいかにリードできるかということが今後の課題になると思いますし、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

ほかにいらっしゃいますか。丹野委員、どうぞ。

○丹野委員 ただいまのお二人の述べられたことに、諸手を上げて賛同いたします。

そこで、大意は尽くされているのですが、付け加えて少しだけ申し上げます。

まずは、何よりも、ここまでこれだけの短くはない時間がかかって相互認証に至ったことは非常に意義深く、本当によかったと思います。

加えて、先ほど、報告書の「3. 結論」のところにはありましたが、私が申し上げたいのは、今回EUを指定いたしました、これで終わりということではなくて、EU域内に移転した個人データの保護を確実なものとするために、今後もEU加盟国各国における事業者の法令遵守状況や、データ保護機関の執行状況について、引き続き当委員会がレビューを行うことが重要であり、そこを着実に果たしていかなくてはならないと思っております。

以上です。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

ほかにいらっしゃいますか。

それでは、3名の委員の皆様から大変貴重な御意見を頂戴しました。

欧州委員会とは2016年の末から対応を続けてまいりまして、相互認証にするという方針を貫いてきました。実現にはかなり時間も要したわけでございますけれども、1月23日は当委員会にとっても歴史的な日となると思います。大変重要な課題をクリアできたということで、当委員会の信頼も高まったのではないかと思っております。

年末年始もなく、粘り強く直接、窓口として交渉いただいた事務局の皆様には、改めて、大変御苦労さまでしたと申し上げたいと思います。

ほかに御意見がなければ、原案のとおり決定して、官報掲載等の所要の手続を進めたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○嶋田委員長 ありがとうございます。

それでは、御意見は特に頂戴しておりませんので、そのように取り扱いたいと思います。

本日の議題は以上でございます。

本日の会議の資料については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○嶋田委員長 それでは、そのように取り扱いたいと思います。

本日の会議は閉会といたします。

事務局から、今後の予定を説明お願いいたします。

○的井総務課長 次回の委員会でございますが、1月28日月曜日の15時から行う予定でございます。

本日の資料につきましては、ただいまの御決定どおりに取り扱わせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。